

はじめに

「技能実習制度」は、我が国の国際貢献の一環として、開発途上国等の外国人を一定期間に限って受入れ、OJT（On-the-Job-Training）を通じて我が国の高い技能、技術又は知識を移転する制度です。この制度は、平成5年に創設され、「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」という。）の改正に伴い、平成22年7月から現行の仕組みで運用されてきており、平成28年6月末現在、全国に約21万人の外国人が在留しています。

しかしながら、この間、実習実施機関等において入管法令や労働関係法令等の違反等が発生し、国内外での批判を受けることとなりました。その一方で、対象職種の拡大や実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が出される等、この制度に対する期待も高まっていました。

こうした状況を受け、政府では「技能実習制度」について、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会における「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」、及び「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、管理監督体制の強化を前提に「技能実習制度」を拡充する方針が示されるとともに、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度の趣旨を踏まえ、移転すべき技能として「介護分野の追加」について検討すべきとの方針が示されました。これを受け、厚生労働省に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」（以下、「在り方検討会」という。）が設置され、平成27年2月4日に中間まとめが取り纏められました。こうした経過を経て、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が国会において審議されていましたが、平成28年11月28日に公布され、これと併せて「技能実習制度」の対象職種へ介護職種が追加されることとなりました。

この「技能実習制度」に新たな職種を追加するためには、実習の成果が評価できる公的評価システムを構築することが求められます。このため、本調査研究事業においては、既存の「技能実習制度」の公的評価システムに求められる各種要件や、厚生労働省の在り方検討会の中間まとめの内容を踏まえ、介護サービスの質を確保しつつ、適切に技能移転を図ることのできる技能評価システムの在り方について検討を行いました。

検討にあたっては、「検討委員会」（委員長：小山秀夫兵庫県立大学大学院経営研究科教授）、及び「評価基準検討ワーキンググループ」（座長：田中彰子横浜創英大学看護学部看護学科教授）を設置するとともに、現場におけるヒアリングや試行試験等を実施しました。また、事務局運営において株式会社日本能率協会総合研究所にご協力いただきました。

本調査研究事業の実施にあたりご協力いただいた関係各位に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本調査研究事業の成果が、今後の技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムの構築の一助となれば幸いです。また、こうした日本の介護分野の技能移転により、これから高齢化を迎える諸外国における社会制度の構築や介護分野の質の向上に寄与できることを願ってやみません。